

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第50号

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則（平成24年四日市市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 862 817 958">(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p data-bbox="204 981 817 1675">第3条 本市において基準該当通所支援に係る基準該当通所支援事業者の登録は、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第19号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定通所支援基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるものが、申請を行うことによりこれを行うものとする。</p> <p data-bbox="204 1758 817 2027">2 本市において登録することができる基準該当通所支援事業者は、<u>指定通所支援等基準第68条から準用される第45条に規定する放課後等デイサービスに係る基準該当放課後等デイサービス</u></p>	<p data-bbox="880 862 1461 958">(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p data-bbox="849 981 1461 1675">第3条 本市において<u>障害児の</u>基準該当通所支援に係る基準該当通所支援事業者の登録は、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第19号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定通所支援基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるものが、申請を行うことによりこれを行うものとする。</p> <p data-bbox="849 1758 1461 1971">2 本市において登録することができる基準該当通所支援事業者は、<u>基準該当放課後等デイサービスを行う指定通所介護事業者</u>とする。</p>

スを行う事業者とする。

3 (略)

(特例障害児通所給付費の代理受領)

第7条 登録事業者が、通所給付決定保護者に基準該当通所支援を提供し、児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に該当した場合に支給される特例障害児通所給付費の支給要件を満たした場合のうち、当該通所給付決定保護者が当該登録事業者を受給者証を提示し、特例障害児通所給付費の受領を当該登録事業者に委任したときは、当該登録事業者は、当該通所給付決定保護者が支払うべき当該基準該当通所支援

3 (略)

(特例障害児通所給付費の支給申請)

第7条 通所給付決定保護者は、特例障害児の支給を受けようとするときは、特例障害児通所給付費支給申請書(第5号様式)に特例障害児通所給付費の対象となる費用の支払を証明する書類その他市長が必要と認めたものを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、特例障害児通所給付費の額等を審査の上、支払うものとする。この場合において、特例障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書(第6号様式)により通所給付決定保護者に通知するものとする。

(特例障害児通所給付費の代理受領)

第8条 登録事業者が、通所給付決定保護者に基準該当通所支援を提供し、児童福祉法第21条の5の4第1項第2号又は第3号に該当した場合に支給される特例障害児通所給付費の支給要件を満たした場合のうち、当該通所給付決定保護者が当該登録事業者を受給者証を提示し、特例障害児通所給付費の受領を当該登録事業者に委任したときは、当該登録事業者は、当該通所給付決定保護者が支払うべき当該基準該当

に要した費用のうち、当該特例障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に対し支給されるべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、支払を受けることができる。

2から4まで (略)

5 登録事業者は、基準該当通所支援を提供し、第1項の規定による支払いを受ける場合には、当該通所給付決定保護者から、第6条第2項第2号(同条第3項において引用する場合を含む。)の規定により控除された額の支払を受けることができる。

6 登録事業者は、前項に規定する額の支払を受ける際、当該支払をした支通所給付決定保護者に対し、領収書を交付しなければならない。

7 (略)

(報告等)

第8条

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す児童福祉検査証(第5号様式)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 (略)

(登録の取消し)

通所支援に要した費用のうち、当該特例障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に対し支給されるべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、支払を受けることができる。

2から4まで (略)

5 登録事業者は、基準該当通所支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から、第6条第2項第2号の規定により控除された額の支払を受けることができる。

6 登録事業者は、基準該当通所支援の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした通所給付決定保護者に対し、領収書を交付しなければならない。

7 (略)

(報告等)

第9条 (略)

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

3 (略)

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の登録を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 登録事業者が、第3条第2項に該当する指定障害児通所支援基準を満たすことができなくなったとき。

(3)から(6)まで (略)

第10条 (略)

(公表)

第11条 市長は、登録事業者に関し、第4条の規定により登録を行ったとき、第5条の規定により変更の届出がなされたとき又は第9条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第12条 (略)

第10条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の登録を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 登録事業者が、第3条第1項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(3)から(6)まで (略)

第11条 (略)

(公表)

第12条 市長は、登録事業者に関し、第4条の規定により登録を行ったとき、第5条の規定により変更の届出がなされたとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第13条 (略)

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

様

四日市市長

印

基準該当通所支援事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった基準該当通所支援事業者の登録については、四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 登録を認める。
 - (1) 登録事業者
 - (2) 登録事業所
 - (3) 登録事業内容
 - (4) 登録年月日
 - (5) 事業者番号
- 2 登録を却下する。

却下理由

< 教示事項 >

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第5条関係）

基準該当通所支援事業者登録事項変更届

年 月 日

四日市市長

住所
事業者 名称
代表者

印

次のとおり基準該当登録を受けた内容を変更したので、四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第5条の規定により届け出ます。

		事業者番号								
登録内容を変更した事業所	名称									
	所在地									
	サービスの種類									
変更があった事項		変更の内容								
1	事業所の名称	(変更前)								
2	事業所の所在地									
3	申請者の名称									
4	主たる事務所の所在地									
5	代表者の氏名及び住所									
6	定款又は寄付行為及び登記簿又は条例等（当該登録に係る事業に関するものに限る。）									
7	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)								
8	事業所の管理者の氏名及び住所									
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所									
10	運営規程									
11	特例介護給付費の請求に関する事項									
12	事業所の種別									
13	登録に係る事業の開始予定年月日									
14	併設する事業所等がある場合の当該事業所等の概要									
変更年 月 日		年 月 日								

- 備考
- 1 該当項目番号に○を付してください。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第4号様式（第5条関係）

基準該当通所支援事業者廃止（休止・再開）届

年 月 日

四日市市長

事業者 住所
名称
代表者

印

次のとおり基準該当通所支援事業者の廃止（休止・再開）をしたので、四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第5条の規定により届け出ます。

	事業者番号									
廃止（休止・再開） する事業所	名称									
	所在地									
廃止、休止又は再開した年月日		年 月 日								
廃止又は休止した理由										
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止又は休止した場合のみ）										
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日								

- (注) 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付すること。
2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

児童福祉検査証



職名

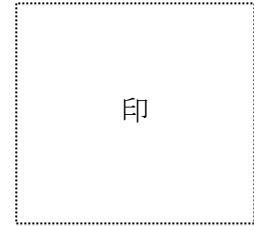
氏名

生年月日

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則第8条に定める職員であることを証する。

年 月 日交付

四日市市長



(裏面)

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則 (抄)

(報告等)

第8条 市長は、特例障害児通所給付費の支給に関して必要があると認めるときは、児童福祉法第21条の5の21に定めるもののほか、登録事業者若しくはその従業員（以下「登録事業者等」という。）又は登録事業者等であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当通所支援の事業を行う事業所、事務所その他当該基準該当通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す児童福祉検査証（第5号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

児童福祉法 (抄)

(報告等)

第二十一条の五の二一 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 (略)

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

第 6 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)